

## 昨年の確定、翌年概算申告の ポイント・留意点・参考情報

HPをご覧の皆さんこんにちは。今回はちょっと気になる法改正や時局の話題を、お役立ち情報として提供出来ればと企画しました。内容は当事務所のメンバーで語る座談会形式にしています。是非ご覧ください。今回のテーマは、社会保険労務士事務所の中核業務、“労働保険の年度更新”について取り上げます。労働保険は昭和 50 年(1975 年)の労災保険、雇用保険の徴収一元化によりそれまで別々に行っていた業務が合体し一緒に申告することになりました。労災保険は労働者の業務上の事故、災害補償疾病、通勤災害等の事故の補償を行います。徴収一元化の前は失業保険だった雇用保険は、失業給付に加え、雇用調整等の各種助成金や能力開発事業等雇用保険二事業の原資となっています。数年間のコロナ禍により雇用調整助成金関連の歳出が超過し歳入不足が生じ、昨年の年度途中で雇用保険料率の変更が行われました。そのため今年の年度更新はちょっと作成が複雑になりました。

### (1)変更事項の確認

- ① 事業所の名称、所在地(他店舗等の有無)、事業の種類の確認
- ② 今年の改正事項、申告書類(昨年と様式が変わっている)

### (2)書類の作成

- ③ 対象労働者と賃金の確認
- ④ 申告書作成済後の内容の確認  
大幅な不足や充当、還付の有無

### (3)提出(申告、納付)



## 4 人による座談会(事例を交えて)



HP 担当 A さん



業務統括 U さん



専門統括 S さん



労働保険(事務組合担当)T さん

### (1)変更事項の確認



まずは変更事項の確認です。名称、所在地の確認。事業の種類の確認が必要です。事業の種類に変更があった場合は届出が必要になります。先日、小売業から不動産業へ変更した会社様から相談があったので、ほかにも手続きで悩んでいる会社様がいるのではないかな、と思います。





HP 担当 Aさん



業務統括 Uさん



専門統括 Sさん



労働保険(事務組合担当)T

### 〈業種の変更継続事業の一括〉



業種は「主たるもの」が業種になるので、ちょっと新しい事業を始めたからといって変更するわけではないのも注意が必要ですよね。



業種の種類の変更があった場合、こういった手続きが必要なのでしょうか？また、変更により労災保険率が変わったら、年度更新の際の料率はどうなるのでしょうか？



手続きは、「名称、所在地等変更届」に確認資料等を添付して監督署経由労働局に提出します。審査完了まで 3-4 か月かかることもありますので、手続きが完了する前であれば年度更新は今までの料率で申し、翌年度の確定の際、労働局が認めた日で料率を適用し申請します。  
あと、継続事業の一括制度も大事です。労働保険は事業場単位で成立させますが、継続一括の手続きをすることで、まとめて申告納付することができます。



労働保険の事業場とは、人事、経理、経営管理などの面である程度独立して業務を行っているか否か(独立性の有無)で判断します。店舗があってもこれらの要件に該当していなければ労働保険の成立は不要です。  
例えば、駐車場管理業をしている会社様で、事業場に駐車場の案内係しかいない場合は、労働保険を成立させなくてもよいと監督署に言われました。  
万が一労災事故が起きた場合、「当社が管理する駐車場で事故が発生した」と届出すれば良いとのことでした。様々なケースがあるので監督署に確認した方が良いでしょう。



本社があって、そこに所属する人が出張するみたいなイメージですね。



そこで労務管理されているかがポイントですね。



デパートの間借りってどうなのでしょう？



そこで労務管理をされているかどうかポイントだと思います。  
管理者である店長や責任者がいて、シフト管理等をデパートの店舗でしているのであれば成立が必要です。近隣にショップが複数あって、管理者が数店舗まとめている場合は、管理者がいる店舗でのみ成立が必要です。



ただ、継続一括は労災保険料率が同じでも事業の種類が違えば一括できないので注意が必要です。違う場合は、それぞれ申告するようになります。





HP 担当 Aさん



業務統括 Uさん



専門統括 Sさん



労働保険(事務組合担当) T

## (2)申告書の作成



今年は書き方について悩む会社様が多いようで、書き方のご相談が多くありました。昨年10月の雇用保険料率の変更により例年と計算方法が違うので、マニュアルをみても不安になるようです。計算システムを厚労省が提供しているので、使用するのも良いと思います。



今年度の申告書作成のポイントは、雇用保険料率が上期と下期で異なります。期別納付額の下に期間別算定内訳欄を設け前期と後期で集計して料率をかけたものの合計を、上に転記して金額を確定することになっています。  
あと昨年の概算額が確定額より多かった場合は、翌年度へ充当するか否かの「充当意思」を確認する欄に記入する必要があります。漏れやすいので注意して下さい。ここで「充当」を選ばなければ還付になります。還付を希望する場合は、労働局に別途「還付請求書」の提出が必要になります。  
また、採用予定等があり翌年度の賃金が増額する可能性がある場合は、概算額を確定額より多めに算入するのも方法です。



年度更新の申告書の内容で監督署から問い合わせがきたことはありますか？特にどういったところを見られているのでしょうか？



そうですね。申告書を直接窓口へ持参せず、郵送等で提出した場合に計算上の問合せがきたことがあります。あと労災事故で休業請求をして平均賃金の算定内訳を提出した際に手当等の問合せから申告内容の問い合わせに発展した案件もあります。



他には、給与の支給項目で実費弁済(交通費や携帯代金)をしている会社様があるのですが、集計の際に総支給額から実費弁済分を差し引いています。賃金に算入するかどうかは中身(内容)をきちんと確認しなければいけませんよね。源泉税の納付書(課税支給額)との照合は、実際算定調査に当たった時必須となります。  
あと、労働保険対象者の範囲も判断が必要です。法人役員、兼務役員、同居の親族、出向労働者等注意しないとイケません。



出向労働者は、出向先では雇用保険には入れず労災のみ算入ですよね。



そうですね労災のみ算入です。頻繁に出向が行われている場合は、どこに出向させているかも注意が必要です。



兼務役員は、役員報酬が使用人給を上回ってはいけません。そこを確認する必要があります。





HP 担当 Aさん



業務統括 Uさん



専門統括 Sさん



労働保険(事務組合担当)T



以前端数処理で役員報酬が1円上回ったケースがありました。監督署に確認したところ、役員報酬が使用人給を上回っていないことが条件だが、役員報酬と労働者としての賃金との割合は50%:50%で、1円は端数処理の関係ということで問題ないと言われました。

年度更新の申告は電子申請できます。e-Govに集計した結果を入力すれば良いです。電子申請をすればペイジーで納付することができます。



納付といえば、口座振替を使うと納付までの支払い準備に余裕ができ、窓口に行かなくても良い、1期は約2か月ゆとりが(下記表参照)出来るのでかなり魅力的です。

保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和5年7月10日	令和5年10月31日	令和6年1月31日
口座振替納付日	令和5年9月6日	令和5年11月14日	令和6年2月14日
ゆとり日数	<b>58日</b>	<b>14日</b>	<b>14日</b>
口座振替申込期限	<del>令和5年2月25日</del> (※)	令和5年8月14日	令和5年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

### かんたんな手続きで完了

#### 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口




#### 2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。  
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

## 〈その他〉

建設業の労災は幾重にもよる請負事業のため、賃金での申告によらず労務の比率で割り出しているケースが大半のため、雇用保険とは別に申告します。そのため申告書が別々に郵送されてきます。封筒が緑色(労災保険)と青色(雇用保険)、右下にNOがそれぞれ振られて区別されています。弊所3月24日付ブログ「[いまさら聞けない! 建設業の労災](#)」も併せてご覧ください。

当事務所は厚労省の認可を受けた労働保険事務組合と建設業の一人親方団体も併設しています。制度の内容も含め作成のノウハウのご支援を行っておりますので、ちょっと?がありましたらどうぞお気軽にご連絡下さい。

